

研修制度

研修理念 (厚生労働省)

医師としての人格を涵養し、将来の専門性にかかわらず、医学・医療の社会的ニーズを認識しつつ、日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう、基本的な診療能力（態度、技術、知識）を身につける。

新制度のポイント

- ・ 医師免許取得後、原則として2年以上の臨床研修が義務化される。

二、多科ローテイトの導入

内科、外科及び救急部門（麻酔科を含む）を基本研修科目として、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療を必修科目として研修することとし、研修プログラムの内容は、以下の各項目を満たすこと。

①原則として、当初の12ヶ月は基本研修科目を研修すること。内科については6ヶ月以上研修する。

②臨床研修1年目の12ヶ月に内科6ヶ月、外科及び救急部門6ヶ月研修することとし、研修2年目の12ヶ月に小児科、産婦人科、精神科、地域保健・医療を各1ヶ月以上研修する。

③研修期間は、病院の実情及びプログラムの特性を考慮し、各診療科での研修期間は最小1ヶ月以上とする。

④基本研修科目及び必修科目以外の研修期間は、研修医が研修プログラムを選択し、積極的に研修に取り組むことができるよう、研修プログラムの特色づけやさらなる研修の充実のために活用すること。

⑤救急部門については救急部、麻酔科を適切に経験することにより対応すること。

⑥総合診療科などのように、必ずしも標榜科と一致しない場合は、診療内容に応じて研修時間を配分して差し支えない。

⑦地域保健・医療の科目については、保健所、診療所、社会福祉施設、介護老人保健施設、僻地・離島診療所等のうち、適宜選択して研修する。

三、研修医の定員制とマッチングシステムの導入

①原則として、年間入院患者数を100で除した数、または病床数を10で除した数を超えないこと。なお、研修医の数は当該病院において受け入れているすべての研修医の数をいい、1年次、2年次の研修医を合計したものである。

②研修プログラムに参加する研修医の出身校による片寄りがなくなるべく少なくなるように努めていること。

③臨床研修制度の運用について

臨床研修病院の指定等の事項や、研修医と研修プログラムとの組合せ決定制度（マッチングシステム）、研修医からの相談への対応等の臨床研修制度の運用については、厚生労働省のみならず、地方厚生局も一定の役割を担うこととする。

四、研修医の待遇の改善とアルバイトの禁止

①研修医の待遇について

研修医を受け入れる研修病院は1) 常勤・非常勤、2) 研修手当、勤務時間及び休暇チーングシステム）、研修医からの相談への対応等の臨床研修制度の運用については、厚生労働省のみならず、地方厚生局も一定の役割を担うこととする。

②研修医の待遇の改善とアルバイトの禁止

研修医を募集する際に、研修医の待遇の内容が公表されていること。

③待遇の公表

公表された待遇の内容のとおりに実施されていること。

④アルバイトの禁止

平成16年4月より施行される医師法第16条－3「臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るために努めなければならない。」により、原則として臨床研修を受けている医師はアルバイトをしてはならない。

皆さんへ

再来年度の平成16年4月より、厚生労働省は新しい医師臨床研修制度を実施する。その具体的な内容が、平成14年12月にほぼ決定し明らかとなつた。今回は、制度の変革に伴つて数多く変更、あるいは新しく作られた規定の中から、実際にこの研修制度によって臨床研修(=卒後研修)を受けた5年生以下の学生にとって重要な部分について取り挙げた。なお、平成14年度卒までの医学科学生は現行の制度のまま卒後研修が行われる。

表4 佐賀医大臨床研修プログラム案（平成15年1月現在）

	診 療 科	研 修 期 間
一年次	<ul style="list-style-type: none"> ・内科系 ・外科系 {一般・消化器外科または胸部外科 救急部または麻酔・蘇生科} 	6ヶ月 6ヶ月(両方合わせて) (3ヶ月) 3ヶ月
二年次	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科／産婦人科 ・精神科 ・地域保健・医療 ・放射線部・検査部・薬剤部 ・選択コース 	2～4ヶ月(両方合わせて) 1～3ヶ月 1～3ヶ月 1ヶ月 1～7ヶ月

※以上の内容は検討案であり、今後変更が有りうる。

表1 臨床研修の実施者数（平成13年度）

対象者数	実施者数	実施率
15,041人	13,079人	87.0%

表3 臨床研修の実施者数の内訳（平成12年度）

表3：臨床研修の実施者数の内訳（平成15年度）				
	国立	私立	公立	合計
大学附属病院	4,570	4,147	1,088	9,805 (75%)
臨床研修病院	702	2,572	—	3,274 (25%)

。いに研て属

特集

変わる医師臨床

二、多科ローテイ トの導入につい て

指針・少子高齢化、社会
の複雑化・多様化等

を背景に、患者の全
般的な診療を行うた
めに、多様な診療科
と地域保健・医療等

の素養を身につける
ことが、医師にとって不可欠となる。専
ら一般的な診療に当たる医師はもとより
専門的な診療に当たる医師を含めて、全
ての医師にこれらの分野でのプライマリ
ケアの対応能力が求められる。

解説・現在最も多く行
われている研修方法
は、卒後に大学の各
診療科別の医局に入
局し、そこで臨床研
修を2年間行うとい
う方法である。研修
病院によつては現在
でも「スーパーロー
ティ方式」によつ
て内科・外科・救急
などを回る研修プロ
グラムを行つてある
場合もあるが、今回
の制度は小児科、産
婦人科、精神科、地
域保健医療などをさ
らに加えたものであ
り、より総合的なブ
ログラムとなる。な
お、佐賀医大にて現
在検討されている案
を表4として示す。
※以上の内容は検討案で
あり、今後変更がありうる。

三、研修医の定員 制とマッチング システムの導入 について

指針・現行の臨床研修
病院においては平均

すれば約50床に1人
となっているところ
であるが、当面は年
間入院患者100人に對
し1名又は病床10に
対して1人とする。

また、研修医が相互
に啓発し合い、切磋
琢磨できるよう、一学年
に最低2名の研修医が
参加する事が望ま
しい。臨床研修病院
が研修医を全国的に
公募し、臨床研修を
希望する者が主体的
に選択すること等を
通じて、様々な大学
の出身者が交流して、
開かれた臨床研修シ
ステムとすることも
必要である。

解説・現在の制度では
研修医の受け入れ数
に関して特に制限は
設けられていないが、
平成16年4月からは
新しく制限が設けら
れる。これによると、
佐賀医大の場合はおよ
よそ600床とすると1
学年の研修医はおよ
そ30人となる。さら
に研修医の出身校に
よる片寄りをなるべ
く軽減しなければな
らないので、佐賀医
大に残つて臨床研修

を行える可能性はさ
らに低くなると思わ
れる。

※マッチングシステムに
ついて

研修医と研修プログラ
ムとの組合せ決定制度
のことで、マッチング
システムに応募した臨
床研修病院で研修開始

をする場合は、平成16
年の4月より全てこの
制度が適用となる。現
5年生は平成15年度か
ら早速この登録が開始
されるので、今までよ
りも早い時期におよそ
15年の夏以降に試験
が必要がある。最終的に
は15年の夏以降に試験
や面接を受けて、秋に
希望順位表(志望する
病院の順番)を提出す
る。その結果「組合せ
決定」が行われ、年内
には研修病院が決定す
る。

とともに、臨床研修の
費用負担の在り方に
ついても、施設整備
や研修経費の助成、
診療報酬における対
応も含めて幅広く検
討を進める。

解説・卒後の臨床研修
は、かつてのイン
ターン制度において
は、医師免許を持たず、
不安定な身分のまま
行われていたが、昭
和43年に現行の臨床
研修制度へと移行し、
現在は、医師の資格
を持つて行われてい
る。臨床研修が学習
であるとともに労働
であるという性格を
有するという認識が、
研修を行う側、研修
を受ける側の双方に
とって薄く、特に私
立の大学附属病院で
は研修医に対して適
切とはいえない待遇
がなされている例が
数多く見られること
など、研修効果や医
療安全の面でも問題
が多いことが指摘さ
れている。新しい臨
床研修制度ではこう
した状況の改善を目
標として研修医の処遇
及び採用に関する基
準の運用について具
体的な規定が作られ
た。しかし、研修医
の給与の財源がいま
だ明確でなく、私立
の大学附属病院を中
心に規定どおりの実
施が危ぶまれている。

（小松・坂本・藤井宏
）

四、研修医の処遇 の改善とアルバ イトの禁止につ いて

医師法（現行と改正後の比較）

病院等の管理	診療所の開設	手続了時の 修了時 間規定期	臨床研修	
病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所を医師に管理させなければならない。（医療法第10条関係）	病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所を医師に管理させなければならない。（医療法第10条関係）	現行	現行	現行
病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所を医師に管理させなければならない。（医療法第10条関係）	病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所を医師に管理させなければならない。（医療法第10条関係）	現行	現行	現行

卒後臨床研修必修化に伴うアンケート結果

大学以外の研修指定病院を希望した学生が多く、研修希望では内科が一番多かった。また、新しい医師臨床研修制度について、当事者である現5年生に十分な情報が行き渡っていない実態が明らかとなった。

※アンケート結果は国立大学医学部5年生4,121名中2,683人の回答による。(平成14年9月実施)

1、研修希望病院

①大学以外の研修指定病院 43% ②出身大学の附属病院 34%

③出身大学以外の附属病院 23%

2、研修希望の診療科（重複回答）

①内科 78.3% ②救急 62.0% ③外科・小児科 53%

④麻酔科 34% ⑤産婦人科 32% ⑥精神科 19.9%、以下略

3、研修施設の判断基準（重複回答）

①研修内容 84% ②待遇 57%

③研修地域・将来の専門研修との関連 50% ④指導医 49%

4、臨床研修に関する情報は得られているか

①得られていない 98% ②得られている 2%

5、マッチング導入時期は

①情報が十分になってから実施すべき 84% ②早急に実施すべき 9%

③その他 7%

6、マッチングシステムへの参加は

①したくない 60% ②したい 40%

7、研修医の定員制について

①出身大学附属病院での研修希望者は全て受け入れるべき 46%

②受け入れ数が減少しても仕方ない 35% ③わからない 19%

8、研修医として必要な待遇は（重複回答）

①経済的な最低限度の補償 79% ②継続した社会保障制度 71%

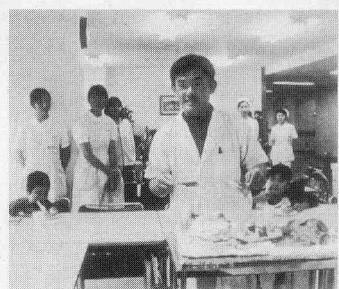
③研修病院に応じた経済的補償 33%

クーポン券
デビナータイムにちの販賣の方に
クレジットカードはそのままで有効
(2003年3月末まで)
一般につき一括で利用可能。

クリスマス

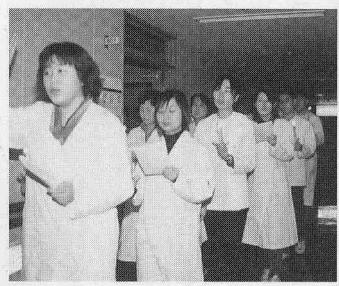
12/17
(火)

12月17日(火)、小児科クリスマス会が開催されました。入院中の子供達は医学科・看護学科の学生や医師・看護師による劇などを楽しんだり、サンタクロースからのプレゼントを貰いました。その後調理師の橋間邦浩氏が作られたクリスマスの情景が飾られた大きなケーキを食べたり、楽しいクリスマス会となりました。



12/19
(木)

クリスマスを1週間後に控えた12月19日(木)混声合唱部によるクリスマス・キャロリングが行なわれ、白衣にキャンドルを手にした学生が1階から7階までの各病棟をおなじみのクリスマスソングを歌いながらまわり患者さん達から大きな拍手をうけていました。



12/20
(金)

12月20日(金)病院ロビーにおいてバイオリン教室の子供達、市民コーラス部(コルブルーム)によるコンサートが開催され、入院患者さん達は楽しいひとときを過ごされたようだ、大変喜んでもらいました。



よさこい高知国体



第57回国民体育大会「よさこい高知国体」秋季大会へ本学から、山岳(長崎県代表)に看護学科3年の石橋澄子さん、ボート(佐賀県代表)に医



学科4年の梅口仁美、野村慶子、深澤素子さん看護学科3年の寺山志穂、近藤綾さんの2団体が出場を果たしました。

残念ながらボートは健闘したものの予選通過できませんでしたが、山岳の石橋さんは長い手足を生かしバランスのよいクライミングを見せチームの8位入賞に大いに貢献しました。

本学の5~6年次の臨床実習についても臨床実習に関するカリキュラムの改正ポイントを具体的に示してもらつたのでご理解いただけたと思いま

ト結果でしたが、新制度の変更点を特集として掲載していただきました。臨床研修に関する情報が不足しているとのアンケート結果でしたが、新制度の改正ポイントを具体的に示してもらつたのでご理解いただけたと思いま

す。本学の5~6年次の臨床実習についても臨床実習に関するカリキュラムの改正ポイントを具体的に示してもらつたのでご理解いただけたと思いま

す。本学の5~6年次の臨床実習についても臨床実習に関するカリキュラムの改正ポイントを具体的に示してもらつたのでご理解いただけたと思いま

す。本学の5~6年次の臨床実習についても臨床実

習に関するカリキュラムの改正ポイントを具体的に示してもらつたのでご理解いただけたと思いま

す。本学の5~6年次の臨床実習についても臨床実

習に関するカリキュラムの改正

す。本学の5~6年次の臨床実

習に関するカリキュラムの改正